

平成25年2月13日

ファンのみなさま  
関係者各位

吉本興業株式会社

## 「面白い恋人」に関する訴訟について和解成立のお知らせ

株式会社よしもとクリエイティブ・エージェンシーが企画開発を行った商品「面白い恋人」に関して、弊社及び株式会社よしもとクリエイティブ・エージェンシーほか1社が、商標権侵害等を理由として、販売の差止などを求められていた訴訟について、本日、札幌地方裁判所にて、和解が成立いたしました。

かかる和解における合意内容に従い、「面白い恋人」については、商品名はそのままに、4月1日をめどに新デザインのパッケージに変更したうえ、引き続き販売させていただくことといたします。なお、常設の販売場所は、これまでどおり、関西圏に限定いたします。

新しいパッケージデザインについては、あらためて機会を設けて皆様にご報告させていただきたいと考えております。

訴訟が開始されたのち、約1年3カ月が経過しており、この間、訴訟手続きを続けながら、弊社の考えを原告である石屋製菓様にも理解していただくべく努めてまいりましたが、このたび、お互いに納得のいく和解ができたことを非常に喜ばしく思っております。

弊社としては、今回の訴訟及び和解の過程で得た経験も生かした上で、今後とも、吉本興業の作品をご覧になる方々、商品を手にしていただく方々のみならず、関係する事業者の方々など全ての皆様に心から楽しんでいただくべく努力を続けてまいりたいと考えております。

ファンの皆様ならびに関係者各位には、大変ご心配をおかけいたしました。引き続きのご支援のほどを宜しくお願い申し上げます。